



平成25年度 関税改正等説明会【外部（関係業界）向け】

日 時 平成25年 4月10日（水）
（1回目）10：30～12：00 （2回目）13：30～15：00

場 所 本関庁舎（7階） 大会議室

説明事項

1. 暫定税率等の適用期間の延長
○ 説明者：通関総括第3部門 斎藤統括審査官 (1)
2. 特恵関税制度に係る事項等
○ 説明者：通関総括第3部門 斎藤統括審査官 (1)
3. 納税環境の整備
○ 説明者：鈴木収納課長 (3)
4. インターネットによる事前照会に対する回答の手續等の見直し
○ 説明者：久保首席関税鑑査官 (7)
5. 輸出許可後の価格、数量等の訂正に係る取扱いの見直し
○ 説明者：通関総括第1部門 阿部上席審査官、村林認定事業者管理官
. (11)
6. 関税評価に係る規定の整備
○ 説明者：高橋首席関税評価官 (17)
7. 質疑応答

1. 暫定税率等の適用期間の延長

2. 特恵関税制度に係る事項等

I 暫定税率等の適用期限の延長(1年)

(1) 暫定税率

| | |
|---|--------------------------------|
| 輸入自由化等内外の情勢の変化に対応して、国際的に約束した市場アクセス機会(輸入数量)の提供や需要者・消費者への安価な輸入品の供給と国内産業保護の調整を図るために特別な制度が設けられている品目 | 【66品目】 |
| ウルグアイ・ラウンド合意以前に、関税割当制度を導入した品目 | |
| ウルグアイ・ラウンド合意に基づき、従来、輸入割当制度等の下で提供されていた無税又は低税率の市場アクセス機会(輸入数量)を提供するとともに、それを超える輸入に対して内外価格差に相当する高関税を設定した品目 | 【関税割当品目 93品目】 【国家貿易品目 86品目】 |
| 国際的に約束した上限の範囲内となるように関税と調整金の水準を設定する必要がある品目 | 【80品目】 |
| 関係国との協議結果等に基づき、多国間で認められた水準よりも税率を引き下げる必要がある品目 | 【66品目】 |
| 内外価格の状況等を踏まえて、課税される価格帯を見直す可能性がある品目 | 【28品目】 |
| 政策上の必要性を常に見直したうえで適用を判断する必要がある品目 | 【14品目】 |

※ 合計 433品目に設定している暫定税率の適用期限(平成24年度末)を1年延長

(2) 特別緊急関税制度

ウルグアイ・ラウンドの合意に基づき、関税化された品目(関税割当品目及び国家貿易品目等)及び牛肉等の輸入急増時等の安全弁として設けられたもの。適用期限(平成24年度末)を1年延長

II 特恵関税制度に係る事項

- ① 特恵関税適用除外品目…中国産の2品目 (HSコード4桁:「5403項」、「9616項」)
- ② 特恵関税適用除外の国…クローチア

III 便益関税適用除外国

◎ 「サモア」及び「ラオス」の世界貿易機関(WTO)加入に伴い、「関税率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令」の別表に掲げる適用国から除外する

3. 納税環境の整備

25年度関税法改正について（納税環境の整備）

納税環境整備に資する観点から、国税の見直しに合わせ、延滞税及び還付加算金の見直し、更正等の除斥期間の延長について所要の措置を講ずる。

1、延滞税及び還付加算金の割合の見直し（関税法附則第3項及び第4項関係）

延滞税及び還付加算金の割合について、当分の間の措置として、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中においては、

①年7.3%の割合の延滞税は当該特例基準割合に年1%を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%を超える場合には、年7.3%の割合）

②年14.6%の割合の延滞税は当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合

③還付加算金は当該特例基準割合

とする。

（注1）「特例基準割合」とは、各年の前々年10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

（注2）上記の改正は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税及び還付加算金について適用する。

2、更正等の除斥期間の延長（関税法第14条及び第14条の2関係）

更正の請求期間が、災害により期限延長される場合等においては、当該期間の満了日が通常の更正の除斥期間経過後に到来するとしても、当該期間の満了日から6月間更正の請求に係る更正等を行うことができることとするほか、所要の措置を講ずる。

（注1）「除斥期間」とは、権利関係を短期間に確定する目的で一定の権利について法律の定めた存続期間をいい、税関長等が納税義務の確定手続を行うことができる期間である。

（注2）上記の改正は、平成25年4月1日以後に上記の期間の満了日が到来する更正の請求に係る関税について適用する。

延滞税等の割合の見直しについて(概要)

| | 本 則 | 現行の特例 (特例基準割合※1 適用) |
|-------|--------------------|---------------------------|
| 延滞税 | 納期限後2ヶ月以内 | 4.3% |
| | 納期限後2ヶ月を経過する 日後 | — |
| 還付加算金 | 7.3% | 4.3% |



| 特例の見直し (特例基準割合※2+加算割合を適用) (14.6%については、特例の創設) | 《 参 考 》 貸出約定平均 金利の年平均 が1%の場合 |
|--|---------------------------------------|
| 【特例基準割合】 ① 貸出約定平均金利※3 + 1% | 3% |
| 【特例基準割合】 ② 貸出約定平均金利※3 + 1% | 9.3% |
| 【特例基準割合】 ③ 貸出約定平均金利※3 + 1% | 2% |

※1 「(旧) 特例基準割合」： 各年の前年の11月30日を経過する時に於ける日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。

※2 「(新) 特例基準割合」： 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

※3 「貸出約定平均金利」： 月末の金融機関の約定利率別貸付残高で重み付けした加重平均により算出された金利で、日本銀行及び全国信用金庫協会が作成して日本銀行が公表しているものをいう。
上記「特例基準割合」中の「貸出約定平均金利」は、日本銀行が公表する前々年10月から前年9月における「国内銀行の貸出約定平均金利(新規・短期)の平均をいう。

4. インターネットによる事前照会 に対する回答の手續等の見直し

インターネットによる事前教示照会の 取扱いの変更について

H25.4.1～実施

(財関第222号 H25.3.12)

変更の主なポイント

インターネットによる照会のうち、一定の条件(※)を満たすものについては、文書による照会と同様、輸入申告の際に尊重される回答書を受取ることができるようになります。

《(※)①～④全ての条件を満たすものが対象》

①インターネット用の様式(C第1000号-13(関税分類)

又はC第1000号-16(原産地))に押印又は署名し、画像情報(PDF等)とした照会であること

②具体的な(架空の貨物でない)照会であること

③サンプル及び追加資料の提出等が不要であること

④関税分類の一つの細分又は一つの原産地に確定した文書回答が可能と認められること

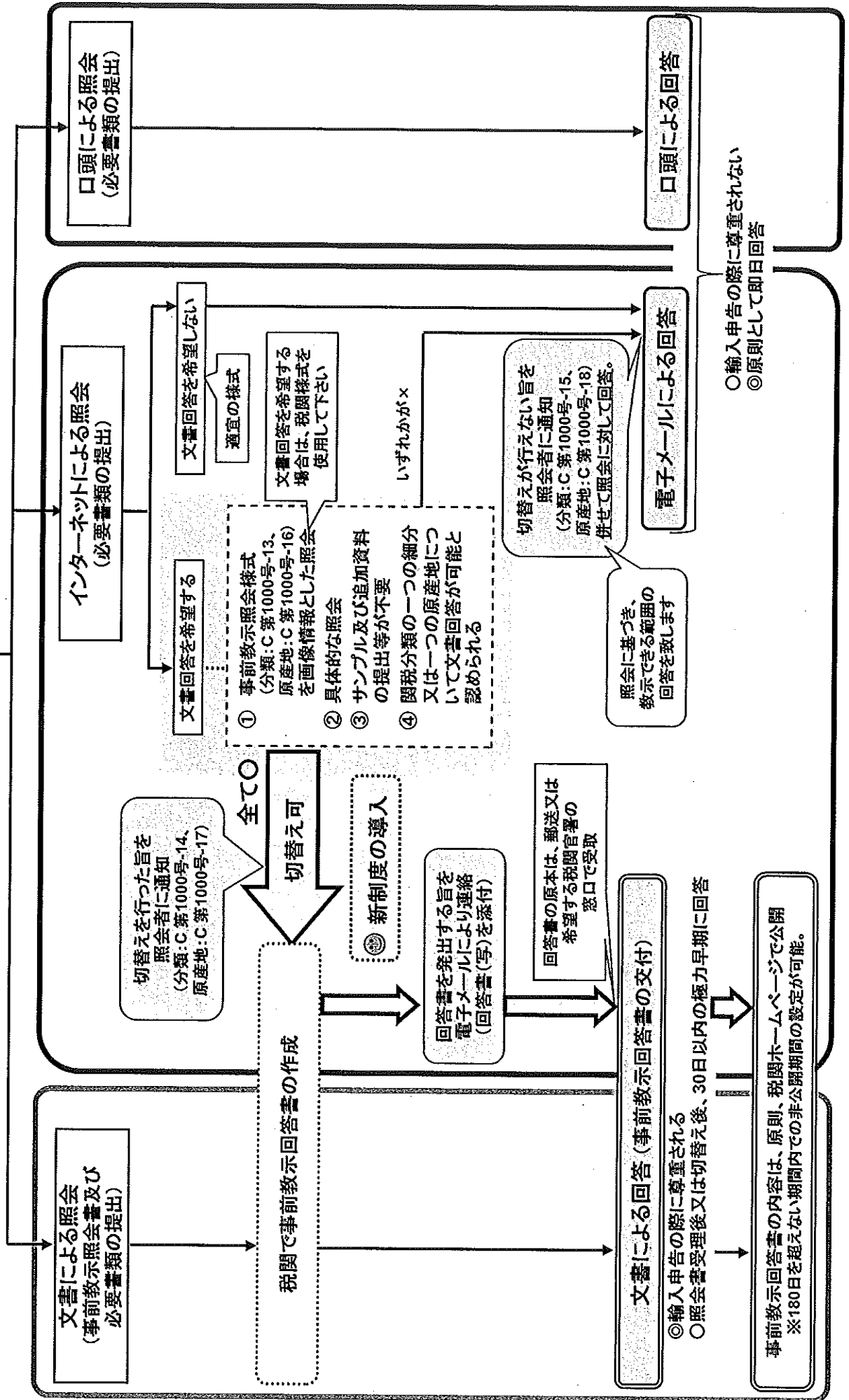
なお、回答書は、郵送又は照会者が希望する税関官署(日本全国可能)で受取ることができます。

- ・現行の、口頭による照会と同様の取扱いも、引き続きご利用できます。
- ・税関ホームページの分類事例も充実しておりますので、ご利用ください。

http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/bunruijirei/bunruijirei_index.htm

関税分類及び原産地に係る事前教示の通達改正のイメージ

関税分類及び原産地に係る事前教示



5. 輸出許可後の価格、数量等の 訂正に係る取扱いの見直し

輸出申告に関するお知らせ

輸出許可内容の変更手続を明確化しました

価格未決定貨物の価格変更手続の取り扱い

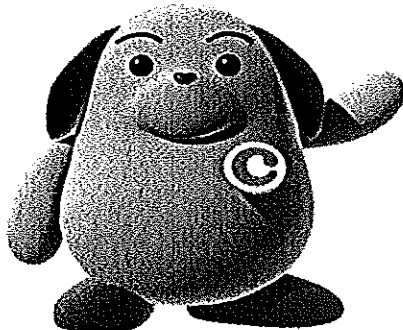
- 価格未決定貨物の申告価格算出ルールを明確化しました。

具体的には、製造原価等に通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額とし、これにより算出できない場合には、過去3ヶ月以内に同種又は類似の貨物を同一仕向国に輸出した際の決済額を基礎として算出した額とします。
- このルールに従い申告された総価格が決済額と差を生じ、その差額が100万円未満又は少ない方の額に対して10%未満である場合は、価格変更手続を省略することができます。

輸出申告価格を誤った場合の取り扱い

- 輸出申告価格を誤った場合、原則訂正を必要とすることを明確化しました。

ただし、輸出申告書に記載した価格及び本来記載すべきであった価格がいずれも20万円未満である場合、または輸出申告書に記載した価格及び本来記載すべきであった価格の各欄部毎の価格差が千円未満である場合には、価格の訂正を省略することができます。



**価格変更・訂正が省略できる場合でも、
申し出れば価格変更・訂正手続を行う
こともできます！**

【本件に係るお問い合わせ先】

横浜税関業務部通関総括第1部門 電話：045-212-6150



輸出申告に関するお知らせ

平成25年春号

輸出許可内容の変更手続を明確化します

全輸出者共通

価格未決定貨物の価格変更手続が一部省略可能となります。

- 価格未決定貨物の申告価格算出ルールが明確化されます。
- そのルールに従い申告された総価格が決済額と差を生じ、その差額が100万円未満又は少ない方の額に対して10%未満である場合は、価格変更手続を省略することができます。
- 価格変更が省略できる場合でも、従来通り価格変更手続を行うこともできます。

AEO輸出者のみ

輸出貨物の積載船舶（航空機）の出港予定日以降の輸出許可後の内容変更手続を、承認税関AEO部門に一括提出できます。

- 変更する項目にかかわらず、変更理由の説明と状況報告をAEO担当部門に一本化できます。
- 従来通り、各通関官署に対して変更手続を行うこともできます。

特定輸出申告にあっては、輸出許可後に積載予定船舶（航空機）に変更が生じても、船名変更手続を省略することが可能となります。

- 従来通り、船名変更手続を行うこともできます。



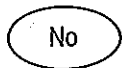
Authorized
Economic
Operator
Program

本件に係るお問い合わせは、承認税関の貴社担当者までお問い合わせ下さい。
横浜税関業務部認定事業者管理官 村林 郁治 電話：045-212-6125

輸出許可後の価格変更に係るフローチャート



輸出申告価格について輸出許可後に変更が生じた場合は、以下のフローチャートに従い変更手続きを行ってください。



価格未決定貨物ですか？

輸出後において値引きが発生する場合、又は貨物の品質若しくは性能の確認を経て貨物代金に変更される場合を含む。

輸出申告した際のインボイスと最終インボイスの差が100万円未満又は少ない方に対して10%未満ですか？

輸出許可を受けた価格の変更を希望しますか？

変更手続きは不要です。
新旧インボイスの保存は必要です。

変更手続きは船舶・航空機の出港予定日より前に行いますか？

変更の対象は特定輸出申告に係る貨物ですか？

A

B

C

変更手続きは船舶・航空機の出港予定日より前に行いますか？

変更の対象は特定輸出申告に係る貨物ですか？

A

B

C

価格の記載、算出を誤ったものですか？

自社による原因把握継続
(別紙参照)

D

変更手続きは船舶・航空機の出港予定日より前に行いますか？

変更の対象は特定輸出申告に係る貨物ですか？

A

B

通関官署へ価格変更申請を提出しますか？

E

F

- A オンラインで価格変更を行ってください。
- B 通関官署に連絡のうえオンラインで価格変更を行ってください。
- C 申請書を承認税関AEO部門又は通関官署へ提出してください。
- D 発生した事象を承認税関AEO部門又は通関官署に相談してください。
- E 変更が必要となった理由と本来の価格を確認できる書類とともに通関官署に相談してください。
- F 変更が必要となった理由と本来の価格を確認できる書類とともに承認税関AEO部門に相談してください。

別紙

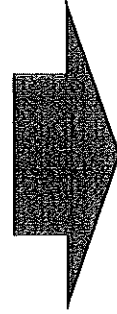
自社による原因把握の結果、以下に掲げる事項に該当する場合は、法令遵守規則等の改正、貨物管理手法の改善又は実地確認等が必要になることも予想されます。同種又は類似の事故を未然に防止する観点から、変更申請を行う前、又は変更申請を行った後速やかに、承認税関AEO部門へ報告し、改善策の要否等を相談してください。

- ① 法令遵守規則又は手順書に従っていなかった場合
- ② 法令遵守規則又は手順書に従っていたものの、法令遵守規則、手順書、貨物管理又は貨物取扱い等に脆弱性があったため発生したと考えられる場合
- ③ 業務の委託先事業者における貨物管理、貨物取扱い又は手続き手順に脆弱性があったため発生したと考えられる場合
- ④ 内容変更が必要となるに至った原因が明らかでない場合

6. 関税評価に係る規定の整備

関税評価に係る規定の整備

- 関税評価とは、関税の課税標準となる価格（課税価格）を法令の規定に基づいて決定すること。
- 現行の関税評価に係る関税関係法令の規定は、GATT協定の発効に当たり、1980年（昭和55年）に整備。その後、輸入貨物に係る取引が複雑化・多様化する等の状況変化の下、納税者の適正な課税価格の計算が難しくなってきた。
- 輸入者から税関に対して十分な資料が提供されない場合や真実性又は正確性に疑義のある資料が提供される場合があり、税関長が課税価格の適正性を確認することが困難な事案がある。



適正な課税価格により申告がなされるよう関税評価に係る法令上の規定を
明確化

法令改正の主な項目

- ① 「輸入取引」及び「買手」(定率法第4条第1項本文)
- ② 「買付手数料」(定率法第4条第1項第2号イ)
- ③ 「無償で又は値引きをして提供された物品又は役務」(定率法第4条第1項第3号、定率法施行令第1条の5第2項及び第4項)
- ④ 「特許権等の使用に伴う対価」(定率法第4条第1項第4号)
- ⑤ 「特殊関係」(定率法第4条第2項第4号、定率法施行令第1条の8)
- ⑥ 「逆委託加工貿易取引により本邦に到着する製品の取扱い」
(定率法第4条第3項、定率法施行令第1条の9)
- ⑦ 「製造原価を確認することができる」とき」(定率法第4条の3第2項)
- ⑧ 「特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定」(定率法施行令第1条の12)
- ⑨ 「課税価格の計算に用いる資料等」(定率法第4条の8)

① 「輸入取引」及び「買手」(定率法第4条第1項本文)

関税定率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)

輸入取引(買手が本邦に住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるものを有しない者であるものを除く。)

関税定率法基本通達4-1

- (1) 「輸入取引」とは、本邦に拠点(住所、居所、本店、支店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの。以下同じ。)を有する者(個人であるか法人であるかを問わない。(略))が買手として貨物を本邦に到着させることを目的として売手との間で行った売買であって、現実に当該貨物が本邦に到着することとなったものをいい、通常、現実に貨物を輸入することとなる売買がこれに該当する。
- (2) 貨物が輸入されるまでに当該貨物について複数の取引(売買以外の取引を含む。)が行われている場合には、現実に当該貨物が本邦に到着することとなった売買が「輸入取引」となる。(略)

① 「輸入取引」及び「買手」（定率法第4条第1項本文）

関税定率法基本通達4-1

(3) 輸入取引における「買手」とは、本邦に拠点を有する者であって、当該拠点において実質的に自己の計算と危険負担の下に売手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をい、輸入取引における「売手」とは、実質的に自己の計算と危険負担の下に買手との間で輸入貨物に係る輸入取引をする者をいう。具体的には、買手及び売手は、自ら輸入取引における輸入貨物の品質、数量、価格等について取り決め、瑕疵、数量不足、事故、不良債権等の危険を負担する者とする。

② 「買付手数料」(定率法第4条第1項第2号イ)

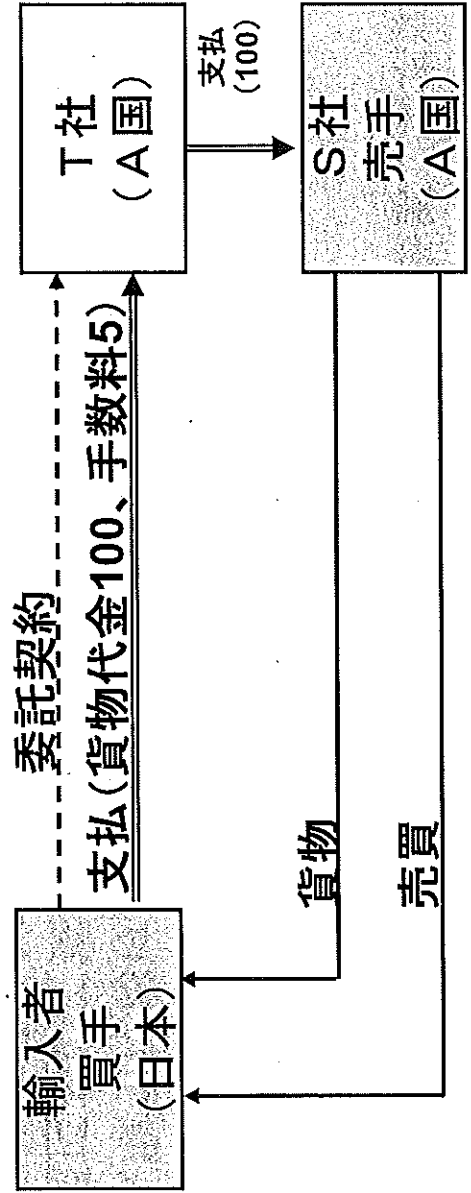
関税込率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)

二 当該輸入貨物に係る輸入取引に関し買手により負担される手数料又は費用のうち次に掲げるもの

イ 仲介料その他の手数料(買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)  買付手数料

関税込率法基本通達4-9(課税価格に含まれる仲介料その他の手数料)

(1) 仲介料その他の手数料とは、輸入取引に関して業務を行う者に対し買手が支払う手数料をいい、このうち、「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として買手により支払われる手数料(以下「買付手数料」という。)」以外のものは、課税価格に算入する。



③ 「無償で又は値引きをして提供された物品又は役務」
(定率法第4条第1項第3号、定率法施行令第1条の5第2項及び第4項)

関税定率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)

- 三 当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して、買手により無償で又は値引きをして直接又は間接に提供された物品又は役務のうち次に掲げるものに要する費用
 - イ 当該輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの
 - ロ 当該輸入貨物の生産のために使用された工具、鑄型又はこれらに類するもの
 - ハ 当該輸入貨物の生産の過程で消費された物品
 - ニ 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する役務で政令で定めるもの

③ 「無償で又は値引きをして提供された物品又は役務」
(定率法第4条第1項第3号、定率法施行令第1条の5第2項及び第4項)

関税定率法施行令第1条の5

2 法第四条第一項第三号イからハマまでに掲げる物品に要する同号の費用は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める費用に当該物品を輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供するため要した運賃、保険料その他の費用であつて買手により負担されるものを加算した費用(当該物品が当該輸入貨物以外の貨物にも組み込まれ、当該輸入貨物以外の貨物の生産のためにも使用され又は当該輸入貨物以外の貨物の生産の過程でも消費されるものである場合には、当該輸入貨物に組み込まれ、当該輸入貨物の生産のために使用され又は当該輸入貨物の生産の過程で消費された当該物品の使用の程度に応じて按分したもの)とする。この場合において、当該物品につき加工、改良その他の価値を増加させるための行為による価値の増加又は使用による減耗、変質その他のやむを得ない理由による価値の減少(第一号に掲げる物品については当該物品が生産された後当該買手により当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限り、第二号に掲げる物品については当該物品が当該買手に取得された後当該買手により当該輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限る。)があつたときは、当該価値の増加又は価値の減少に相当する額を加算又は控除するものとする。

- 一 当該買手が自ら生産した物品又は当該買手と特殊関係(略)にある者が生産した物品であつて
 当該買手が当該者から直接に取得したもの 当該物品の生産に要した費用
- 二 前号に掲げる物品以外の物品 当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用

③ 「無償で又は値引きをして提供された物品又は役務」
(定率法第4条第1項第3号、定率法施行令第1条の5第2項及び第4項)

関税定率法施行令第1条の5

4 法第四条第一項第三号二に掲げる役務に要する同号の費用は、次の各号に掲げる役務の区分に応じ、当該各号に定める費用に当該役務を輸入貨物の生産に関連して提供するために要した運賃、保険料その他の費用であって買手により負担されるものを加算した費用(当該役務が当該輸入貨物以外の貨物の生産のためにも利用されるものである場合には、当該輸入貨物の生産のために利用された当該役務の利用の程度に応じて按分したものと)とする。この場合において、当該役務につき改良その他の価値を増加させるための行為による価値の増加又は陳腐化その他のやむを得ない理由による価値の減少(第一号に掲げる役務については当該役務が開発された後当該買手により当該輸入貨物の生産に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限り、第二号に掲げる役務については当該役務が当該買手に提供された後当該買手により当該輸入貨物の生産に関連して提供されるまでの間の価値の増加又は価値の減少に限る。)があつたときは、当該価値の増加又は価値の減少に相当する額を加算又は控除するものとする。

- 一 当該買手が自ら開発した役務又は当該買手と特殊関係にある者が開発した役務であつて当該買手が当該者から直接に提供を受けたもの 当該役務の開発に要した費用
- 二 前号に掲げる役務以外の役務 当該買手が当該役務の提供を受けるために通常要する費用

③ 「無償で又は値引きをして提供された物品又は役務」
(定率法第4条第1項第3号、定率法施行令第1条の5第2項及び第4項)

関税定率法基本通達4-12(課税価格に含まれる物品又は役務に要する費用)

(5) 令第1条の5第2項第2号に規定する「当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用」及び同条第4項第2号に規定する「当該買手が当該役務の提供を受けるために通常要する費用」とは、一般的な競争的条件下に輸入貨物の買手が当該物品又は当該技術等を購入又は賃借をするとした場合に、その購入又は賃借のために通常必要とされる費用をいう。

例えば、買手が自己と特殊関係にある者から、当該特殊関係による影響を受けた価格により当該物品を購入するような場合には、一般的な競争的条件下に買手が当該物品を購入していないことから、当該価格に基づく費用を「通常要する費用」とすることはできない。

④ 「特許権等の使用に伴う対価」(定率法第4条第1項第4号)

関税定率法第4条第1項(課税価格の決定の原則)

四 当該輸入貨物に係る特許権、意匠権、商標権その他これらに類するもの(当該輸入貨物を本邦において複製する権利を除く。)で政令で定めるもの使用に伴う対価で、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により直接又は間接に支払われるもの



当該輸入貨物の輸入取引の条件として

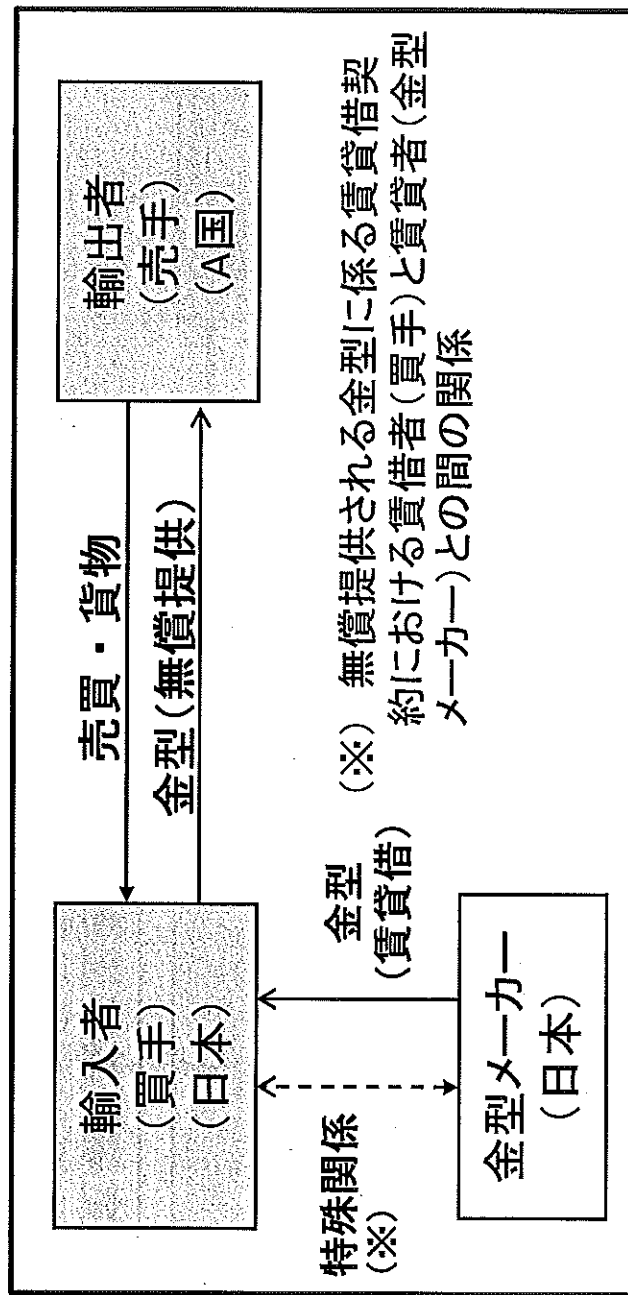
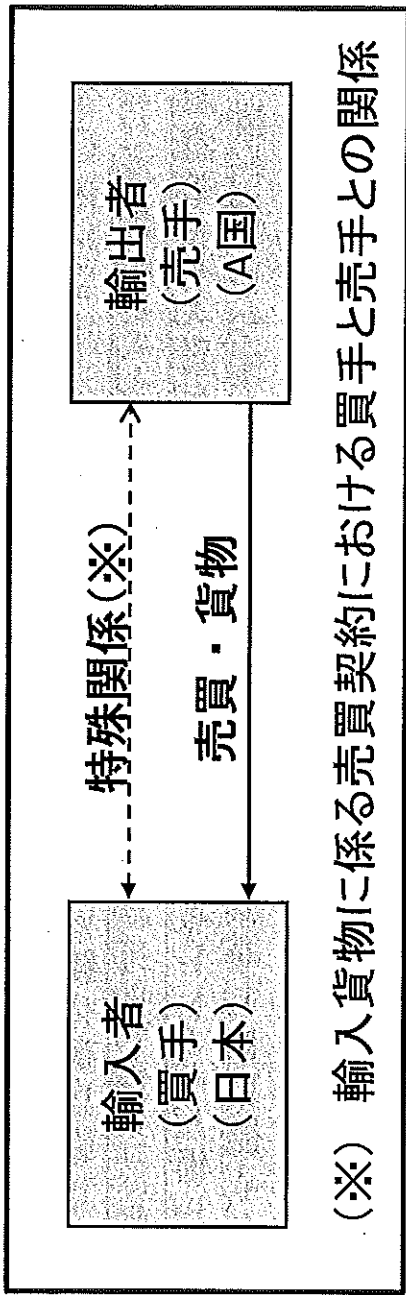
④ 「特許権等の使用に伴う対価」(定率法第4条第1項第4号)

関税定率法基本通達4-13(課税価格に含まれる特許権等の対価)

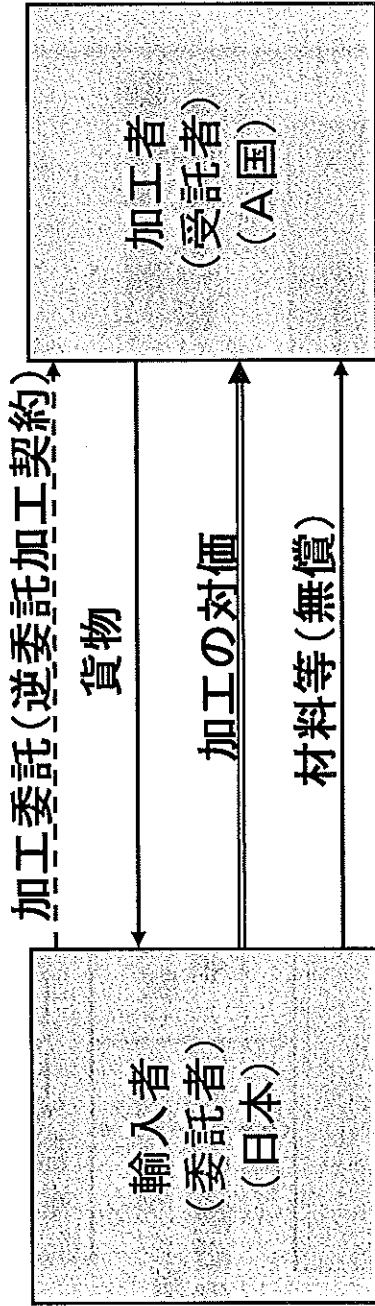
(4) 「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」とは、当該輸入貨物に係る特許権等の使用に伴う対価であって、買手が当該対価を特許権者等に支払わなければ、実質的に当該輸入貨物に係る輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものをいい、その判断は、当該輸入貨物に係る売買契約やライセンス契約の内容だけでなく、当該輸入貨物に係る取引に関する契約内容及び実態、取引に関与する者が当該取引に関して果たす役割、当該取引に関与する者の間の関係その他の当該取引に関する事情を考慮して行うものとし、(略)

⑤ 「特殊関係」(定率法第4条第2項第4号、定率法施行令第1条の8)

「売手と買手との間の関係」 ⇒ 「一方の者と他方の者との間の関係」



⑥ 「逆委託加工貿易取引により本邦に到着する製品の取扱い」
 (定率法第4条第3項、定率法施行令第1条の9)

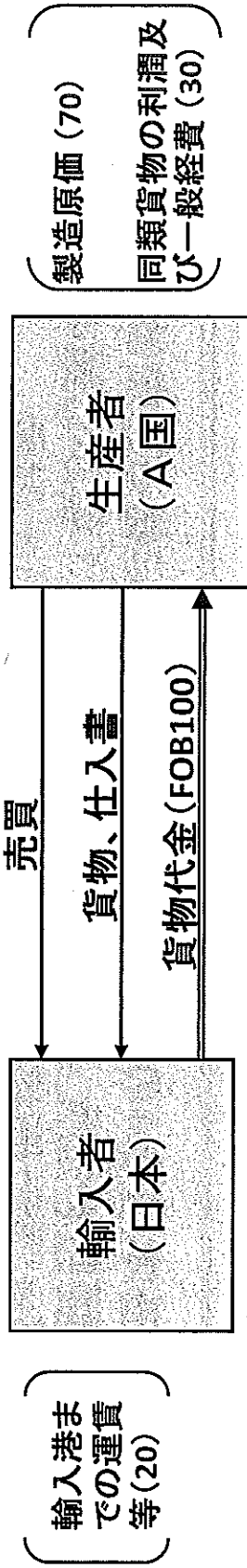


(旧) 関税定率法基本通達4-1(1)ただし書き
 (逆委託加工貿易取引)

関税定率法第4条第3項(課税価格の決定の原則)

本邦にある者(委託者)から委託を受けた者(受託者)が当該委託者から直接又は間接に提供された原料又は材料を外国において加工又は組立て(加工等)をし、当該委託者が当該加工等によってできた製品を取得することを内容とする当該委託者と当該受託者との間の取引に基づき当該製品が本邦に到着することとなる場合には、当該取引を輸入取引と、当該委託者を買手と、当該受託者を売手と、当該加工等の対価として現実に支払われた又は支払われるべき額を輸入貨物につき現実に支払われた又は支払われるべき価格とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。この場合において、第1項第2号イ中「手数料(買付けに關し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるものを除く。)」とあるのは、「手数料」とする。

⑦ 「製造原価を確認することができるとき」(定率法第4条の3第2項)



関税定率法第4条の3(製造原価に基づく課税価格の決定)

2 前項の規定により当該輸入貨物の課税価格を計算することができない場合において、当該輸入貨物の製造原価を確認することができるとき(当該輸入貨物を輸入しようとする者と当該輸入貨物の生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合に限る。次項において同じ。)は、当該輸入貨物の課税価格は、当該輸入貨物の製造原価に当該輸入貨物の生産国で生産された当該輸入貨物と同類の貨物の本邦への輸出のための販売に係る通常の利潤及び一般経費並びに当該輸入貨物の輸入港までの運賃等の額を加えた価格とする。

関税定率法基本通達4の3-2(製造原価に基づく課税価格の決定)

(5) 輸入者と生産者との間に仲介者、代理人等が存在する場合には、法第4条の3第2項に規定する「生産者との間の当該輸入貨物に係る取引に基づき当該輸入貨物が本邦に到着することとなる場合」として取り扱わないこととなるので留意する。

⑧ 「特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定」(定率法施行令第12条の12)

関税定率法施行令第12条の12(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)

一 法第四条から第四条の三までに規定する方法による課税価格の計算の基礎となる事項の一部がこれらの規定による計算を行うために必要とされる要件を満たさないためこれらの規定に規定する方法により課税価格を計算することができない場合において、その必要とされる要件を満たさない事項につき合理的な調整を加えることにより当該事項が当該要件を満たすこととなるとき

当該要件を満たさない事項につき当該調整を加えてこれらの規定に規定する方法により計算される価格

関税定率法基本通達4の4-1(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)

合理的な調整を加えることにより法第四条第1項から第四条の3までの規定に基づき課税価格を計算する方法について例示

⑧ 「特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定」(定率法施行令第1条の12)

関税定率法施行令第1条の12(特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)

二 前号に該当する場合以外の場合 課税価格の計算につき世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書-Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条及び1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定の規定に適合する方法として税関長が定める方法により計算される価格

関税定率法基本通達4の4-2(税関長が定める方法による課税価格の決定)

令第1条の12第2号に規定する「税関長が定める方法」

⇒ 税関長が本邦において入手できる資料(輸入者から提出される資料を含むものとするが、税関長がその真実性及び正確性について疑義を有する資料を除く。)に基づき計算する方法であつて、合理的と認められるもの。

⑨ 「課税価格の計算に用いる資料等」(定率法第4条の8)

関税定率法第4条の8(課税価格の計算に用いる資料等)

第四条から前条までの規定により輸入貨物の課税価格を計算する場合において、当該計算の基礎となる額その他の事項は、合理的な根拠を示す資料により証明されるものでなければならず、かつ、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定されたものでなければならぬ。

関税定率法基本通達4の8-1(課税価格の計算に用いる資料等)

「計算の基礎となる額その他の事項」

⇒ 適用条項に規定する価格、手数料、利潤及び一般経費、費用等の額その他取引に関する事情等定率法第4条第1項を適用して課税価格を計算する場合の例

→ 輸入取引、買手、売手、現実支払価格、同項各号に掲げる費用等、同条第2項に掲げる事情(当該事情がないこと)等

⑨ 「課税価格の計算に用いる資料等」(定率法第4条の8)

関税定率法基本通達4の8-1(課税価格の計算に用いる資料等)(続)

「合理的な根拠を示す資料」

⇒ 客観的な資料であって、適用条項において輸入貨物の課税価格の計算の基礎となる額、当該額を構成する要素に係る額、これらの額の算定方法その他取引に関する事情等の真実性及び正確性を示すもの。

→ 例えば、売買契約書その他これに代わる書類、決済関係書類、経理帳票

「一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定されたもの」

⇒ 「計算の基礎となる額その他の事項」に関連する国(又は地域)において、当該事項に係る産業において相当の期間にわたり広く慣例的に行われている会計の処理に関する具体的な基準及び処理方法に従って算定されたもの

→ 例えば、法第4条第1項第3号口に規定する工具等であって本邦において生産されたものに要する費用の額については、本邦において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従って算定する。

関税評価に係る関税定率法基本通達の一部改正について

標記につきましては、財関第310号（平成25年3月30日付）により改正又は追加されたところですが、その改正等の趣旨を下記のとおりお知らせします。

記

1. 通達4～4の4-1の改正の趣旨

通達4～4の4-1は、改正前の通達4～4の8-1(1)において示されていた関税定率法第4条から第4条の4までの規定の適用順序について示すとともに、関税定率法第4条の3第2項の規定を同条第1項の規定に先立って適用して課税価格を計算することとなる場合についての説明をより明確にしたものである。

なお、改正前の通達4～4の8-1(2)及び(3)において説明していた事項は、関税定率法第4条の5から第4条の7までの規定及び第4条の9の規定により明らかであることから削除することとした。

2. 通達4～4の9-1の改正の趣旨

改正前の通達4～4の8-2(2)において示していた事実認定に係る事項について、WTO関税評価協定の趣旨及び平成24年11月28日東京高裁判決等を踏まえ、通達4～4の9-1においてより具体的に明記することとしたものである。

なお、改正前の通達4～4の8-2(2)においては、輸入者により提出された資料が真実の契約関係を示していない場合における手続きについても示していたが、関税定率法第4条の8の規定が新設されたことに伴い、当該手続きについては後記の通達4の8-1(4)において示すこととした。

3. 通達4-1の改正の趣旨

(1) 「輸入取引」の意義の明確化

① 関税定率法第4条第1項の改正に伴い、「輸入取引」とは、本邦に拠点（住所、居所、本店、事務所、事業所その他これらに準ずるもの）を有する者が買手として売手との間で行った売買である旨を明記したものである。

② 改正前の通達においては、「輸入取引」の意義に係る説明において「輸入されること」又は「外国から本邦へ引き取ること」という表現を用いていたが、同法第4条第3項及び第4条の3第2項の規定における表現と合わせるようこれらの表現を「本邦に到着すること」という表現に改めることとしたものである。

なお、このように表現を改めているものの、「輸入取引」に該当する取引の認定が変わるものではないので留意する。

③ 改正前の通達4-1(1)なお書きにおいて、逆委託加工貿易により輸入される貨物に係る取扱いを示していたところであるが、関税定率法第4条第3項に当該取扱い

に係る規定が新設されたことに伴い削除することとしたものである。

- ④ 改正前の通達4-1(2)イ(0)において、貨物を外国から本邦へ引き取る目的で複数の売買が行われた場合における「輸入取引」の取扱いの一つの例を示していたところであるが、関税定率法第4条第1項の改正に伴い、同(0)にいう外国の卸売業者と当該外国又は第三国の生産者との間の売買が「輸入取引」とならないことは例で示すまでもなく明らかであることから、削除することとしたものである。

(2) 「買手」の意義の明確化

- ① 輸入取引における「買手」及び「売手」の意義について、改正前の通達では4-2(1)において示していたが、上記(1)①を明記することに伴い、通達4-1において「輸入取引」の意義と併せて「買手」及び「売手」の意義を示すこととした。
- ② 「買手」の意義については、「実質的に自己の計算と危険負担の下に輸入取引をする者」との説明に加え、本邦に拠点をもつ者であって、当該拠点において売手との間で輸入取引をする者であることを明記するとともに、本邦の拠点において実質的に自己の計算と危険負担の下に売買を行っておらず、「買手」とはならない者に係る例を確信的に示すこととしたものである。

4. 通達4-1の2の改正の趣旨

関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算することのできない輸入貨物として掲げられている「(3)課税価格への疑義が解明されない貨物」について、提出された書類が真実なものであるか又は正確なものであるかについての疑義が解明されない貨物に加えて、「現実に支払われた又は支払われるべき価格」等を確認できない貨物もこれに該当する旨を明記したものである。

5. 通達4-2、4-2の2及び4-2の4の改正の趣旨

改正前の通達においては、現実支払価格の意義について、「輸入取引の条件として」支払われるものである旨を説明していたが、この「輸入取引の条件として」の意義について、売買契約書上の形式的な「輸入取引の条件」ではなく、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情を勘案して実質的な「輸入取引の条件」として判断されるよう、WTO関税評価協定の趣旨を踏まえ、「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために」と改めたものである。

6. 通達4-7の改正の趣旨

WTO関税評価協定第8条の規定に関する注釈(「第8条1(b)(iii)の規定に関し、」)を踏まえ、個々の輸入貨物の数量等に応じた合理的な方法により按分する旨を明確化したものである。

7. 通達4-9の改正の趣旨

改正後の関税定率法第4条第1項第2号イの規定の表現に合わせるよう「買付手数料」を「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価と

して支払われるもの」に改める一方で、「買付手数料」という用語が長きにわたり用いられてきたことに鑑み、通達においては、「買付けに関し当該買手を代理する者に対し、当該買付けに係る業務の対価として支払われるもの」を「買付手数料」と読み替えて説明することとしたものである。併せて、全体の構成についても見直しをしているが、通達の改正前における仲介料その他の手数料の取扱いを変更するものではないので留意する。

なお、(3)イただし書は、手数料を受領する者が輸入取引において行う業務の一部が買手の管理下で買手の計算と危険負担により行われる場合であっても、当該者が売手と買手の双方を代理しているようなときは、当該者は、関税定率法第4条第1項第2号イの括弧書きに規定する「買付けに関し買手を代理して当該買付けに係る業務を行う者」には該当しないことを確認的に示したものである。

8. 通達4-12の改正の趣旨

関税定率法施行令第1条の5第2項及び第4項が新設されたことに伴い、これらの規定において明らかとされた事項について削除するとともに、物品の「取得価格」を「取得するために通常要する費用」に、また、技術等の「購入費又は賃借料」を「提供を受けるために通常要する費用」に、それぞれ表現を改めることとしたものである。

また、通達4-12(5)においては、WTO関税評価協定の趣旨等を踏まえ、同条第2項第2号に規定する「当該買手が当該物品を取得するために通常要する費用」及び第4項第2号に規定する「当該買手が当該役務の提供を受けるために通常要する費用」の意義について明記するとともに、「通常要する費用」とすることのできない価格の例を示すこととしたものである。

なお、本改正は、課税価格に含まれる物品又は役務に要する費用の取扱いを変更するものではなく、通達の改正前の「取得価格」又は「購入費又は賃借料」であって一般的な競争的条件の下におけるものは、「通常要する費用」に相当するものであるので留意する。

9. 通達4-13の改正の趣旨

改正後の関税定率法第4条第1項第4号に規定する表現に合わせるよう、「輸入取引の条件として」という表現を「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために」という表現に改めたものである。

また、(4)において、WTO関税評価協定の趣旨及びWCO関税評価技術委員会の採択文書（解説25.1）を踏まえ、特許権等の使用に伴う対価が「輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために買手により支払われるもの」とは、買手が当該対価を支払わなければ、実質的に輸入取引を行うことができないこととなる又は行われないこととなるものであることを明記するとともに、その判断は、売買契約及びライセンス契約上の形式によるだけでなく、輸入貨物に係る取引に関するすべての事情を考慮して実質的な「輸入取引の条件」であるかどうかにより行うことを明記したものである。

10. 通達4の4-1及び4の4-2の改正の趣旨

改正前の通達4の4-1においては、改正前の関税定率法施行令第1条の11 第2号に定める課税価格の計算方法について示していたところであるが、関税定率法施行令の改正により当該課税価格の計算方法が同令第1条の12（改正前の第1条の11）第1号及び第2号に規定されたことに伴い、第1号に定める方法を通達4の4-1において、また、第2号に定める方法を通達4の4-2において、それぞれ示すこととしたものである。

また、通達4の4-2においては、WTO関税評価協定の趣旨、WTO閣僚決定（決定6.1）及びWCO関税評価技術委員会の採択文書（勧告的意見12.1）等を踏まえ、「税関長が定める方法」の意義及びその例を明記することとしたものである。

11. 通達4の8-1の改正の趣旨

関税定率法第4条の8の規定が新設されたことに伴い、当該規定に関する用語の意義を示すこととしたものである。

また、(4)において、税関による審査又は調査において課税価格の計算の適正性の確認を要すると認められる場合に、輸入者から適用条項に規定する課税価格の計算の基礎となる額その他の事項について合理的な根拠を示す資料が提出されないときは、当該適用条項により課税価格を計算することができず、他の条項を適用して計算することとなる旨を明記することとしたものである。これにより、例えば、関税定率法第4条第1項の規定により課税価格を計算してなされた納税申告について、その計算に係る合理的な根拠を示す資料が提出されないことにより当該課税価格の適正性について確認することができないときは、同法第4条の2以下の規定により課税価格を計算することとなる。